

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）

○土地収用法に基づく収用及び使用の手続開始

○道路の区域変更（三件）

○道路の供用開始（四件）

○土地区画整理事業の事業計画変更の認可

○土地改良区の定款変更の認可

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数

○宮城県知事選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数

○宮城県知事選挙に係る手話通訳を付して政見放送を行うことができる放送事業者

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

告 示

○宮城県告示第七百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項

において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定） 宮城県漁業協同組合の表浜地区	令和三年九月十六日	石巻市小浜浜南一番地 三十三 木村 忠良 石巻市小浜浜南一番地 二 布川 章義	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するのり等養殖業	三人

○宮城県告示第七百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事（黒川郡大和町宮床字上綱木地内から同町吉田字谷地地先河川敷地まで）並びにこれに伴う町道、準用河川、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 黒川郡大和町吉田字車沢東及び字栃木沢東地内

(二) 使用の手続が開始される土地 黒川郡大和町吉田字栃木沢東地内

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

大和町役場（都市建設課）

○宮城県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平松梁川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町筆甫字早稲田五四番二地先から 同郡同町筆甫字早稲田五四番三九地先まで	前	一一・一	一五・三	一七・五
	後	一一・一 三三・一		一七・五

○宮城県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字中ノ沢無番地先から 同郡同町耕野字中ノ沢一一六番二地先まで	前	六・〇	八・一	四八・〇
	後	六・〇 一七・一		四八・〇

○宮城県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市雄勝町名振字小浜無番地先から 同市雄勝町名振字中無番地先まで	前	五・六	一〇・二	一三〇・四
	後	七・二 一五・五		一三〇・四

○宮城県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川一迫線	栗原市一迫柳目字井戸沢無番地先から 同市一迫柳目字井戸沢無番地先まで	令和三年 十月一日

○宮城県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	平松梁川線	伊具郡丸森町筆甫字早稲田五四番二地先から同郡同町筆甫字早稲田五四番三九地先まで	令和三年十月一日

○宮城県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字中ノ沢無番地先から同郡同町耕野字中ノ沢一六番二地先まで	令和三年十月一日

○宮城県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町名振字小浜無番地先から同市雄勝町名振字中無番地先まで	令和三年十月一日

○宮城県告示第七百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 事業の名称
利府町新太子堂南土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号
- 三 設立認可の年月日
令和二年一月二十七日
- 四 変更認可の年月日
令和三年九月二十四日

○宮城県告示第七百四十号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年九月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十月一日

宮城県北部地方振興事務所 所長 千葉 幸太郎

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十四号

第四十九回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党一政党当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和三年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
	ラジオ放送	回数	基幹放送事業者名	回数

一人又は二人の場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送	— —	— —	— —
三人から五人までの場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送	— —	— —	— —
六人の場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	— — — —	— — — —	— —

○宮選管告示第百三十五号

令和三年十一月執行の宮城県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和三年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	二 一	東北放送株式会社	一

○宮選管告示第百三十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、令和三年十一月執行の宮城県知事選挙において、候補者等から申込みがあったときに、手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

令和三年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

日本放送協会仙台拠点放送局

株式会社仙台放送

株式会社宮城テレビ放送

○宮選管告示第百三十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二女川町地域医療センターの項中「牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五一番地六」を「牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山一〇七番地一」に改める。

附 則

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第115号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和3年10月1日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和3年11月5日から 令和3年12月28日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員とする者で令和2年、令和3年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者		

により資格審査の一部科目が免除となる者 自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者		
---	--	--

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和3年10月1日(金) から令和3年10月15日(金) までの午前8時30分から午後5時15分ま
で(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和3年10月1日(金) 以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時
15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601